

伊勢原市訪問型サービス(独自)サービスコード表

令和7年4月1日適用

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位
種類	項目						
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度)		1,176	1月につき
A2	2111	訪問型独自サービス11日割	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度)		39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービス12	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・要支援2 (週2回程度)		2,349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービス12日割	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・要支援2 (週2回程度)		77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービス13	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)		3,727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービス13日割	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)		123	1日につき
A2		訪問型独自サービス21	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅳ)	事業対象者・要支援1・要支援2 回数(1) 標準的な内容		287	1回につき
A2		訪問型独自サービス22	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅴ)	事業対象者・要支援1・要支援2 回数(2) 生活援助中心・20分以上45分未満		179	
A2		訪問型独自サービス23	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅵ)	事業対象者・要支援1・要支援2 回数(2) 生活援助中心・45分以上		220	
A2		訪問型独自短時間サービス	ロ 訪問型サービス費(独自)(短時間サービス)	事業対象者・要支援1・要支援2 1月当たりの回数を定める場合(1回につき) (3) 短時間の身体介護中心		163	
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度)	12単位減算	-12	1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度)	1単位減算	-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		事業対象者・要支援1・要支援2 (週2回程度)	23単位減算	-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		事業対象者・要支援1・要支援2 (週2回程度)	1単位減算	-1	1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	37単位減算	-37	1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割		事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	1単位減算	-1	1日につき
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容	3単位減算	-3	1回につき
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22		(2)生活援助が中心・20分以上45分未満	2単位減算	-2	1回につき
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23		(2)生活援助が中心・45分以上	2単位減算	-2	1回につき
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		(3)短時間の身体介護が中心である場合	2単位減算	-2	1回につき
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度)	12単位減算	-12	1月につき
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割		事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度)	1単位減算	-1	1日につき
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12		事業対象者・要支援1・要支援2 (週2回程度)	23単位減算	-23	1月につき
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割		事業対象者・要支援1・要支援2 (週2回程度)	1単位減算	-1	1日につき
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13		事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	37単位減算	-37	1月につき
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割		事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	1単位減算	-1	1日につき

A2	D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容	3単位減算	-3	1回につき
A2	D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算22		(2)生活援助が中心・20分以上45分未満	2単位減算	-2	1回につき
A2	D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算23		(2)生活援助が中心・45分以上	2単位減算	-2	1回につき
A2	D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間		(3)短時間の身体介護が中心である場合	2単位減算	-2	1回につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一の建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 10%減算	1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 15%減算	
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合			所定単位数の 12%減算	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15%加算		1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15%加算		1日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15%加算		1回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算		1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10%加算		1日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10%加算		1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算		1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5%加算		1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5%加算		1回につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算			200単位加算	200
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		口腔連携強化加算	50単位加算	50
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の245	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の224	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の182	
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の145	
A2	8278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000 加算	
A2	8279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000 加算	
A2	8281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の24/1000 加算	

は、伊勢原市では使用しないコードです。